

利用登録をしたマイナンバーカードが、健康保険証として利用できるようになりました。

(※顔認証付きカードリーダーを設置するなど対応可能な医療機関及び薬局に限ります。)

(※対応可能となる医療機関や薬局は、国のホームページ等で公開されていますのでご確認ください。)

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

どうやって使うの? スッと置いてピッと認証! とっても簡単!

POINT 1 より良い医療が可能に!
本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。
※薬剤情報は、2021年9月に診療したもから3年分の情報が閲覧できるようになります。

POINT 2 自身の健康管理に役立つ!
マイナンバーで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。
※特定健診情報は、2020年度以降に実施したもから5年分(過去5年分)の情報が閲覧できるようになります。

POINT 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!
マイナンバーで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナンバーを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。
※2021年9月分以降の医療費通知情報について、加算自動入力が可能となります。

POINT 4 手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要!
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、要領の持参が必要です。

POINT 5 医療保険の資格確認がスムーズに!
カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。

POINT 6 医療費の事務コストの削減!
医療保険の請求取り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。

POINT 7 健康保険証としてずっと使える!
就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。

利用申込はカンタン!
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナンバー*やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。
*1)子育てや介護をほかにする行政手続の検索やオンライン検索がワンストップであたり、行政からのお知らせを受け取ることができ専用のサイトです。

マイナンバー(12桁の数字)は使いません!
マイナンバーカードの健康保険利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の顔像情報がマイナンバーと結びつけられることもありません。
ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報を記録されています。

●マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、

事前に登録が必要です。

登録方法など、詳しい内容については、こちらからご確認ください。

→ https://myna.go.jp/html/hokenshoriyu_top.html

●スマートフォンが対応機種ではないなどの場合で、

マイナンバーカードを読み取れず、ご自身で事前に登録ができないときは、医療保険課(金沢市役所第一本庁舎 1階)にお越しください。

※マイナンバーカードと、数字4ケタの暗証番号

(マイナンバーカード取得時に設定した「利用者証明用電子証明書の暗証番号」)が必要になります。

注) 従来どおり、「国民健康保険被保険者証」及び「後期高齢者医療被保険者証」は加入者の方全員に交付します。

(従来の被保険者証も引き続き使用できます。)

注) マイナンバーカードを「国民健康保険被保険者証」及び「後期高齢者医療被保険者証」として利用する場合でも、加入・脱退の際には、従来どおりの手続きが必要です。

注) 対象医療機関・薬局については、徐々に拡大していく予定です。

当面は、医療機関等を受診する際には、健康保険証も持参してください。